

第1章 実施計画の概要

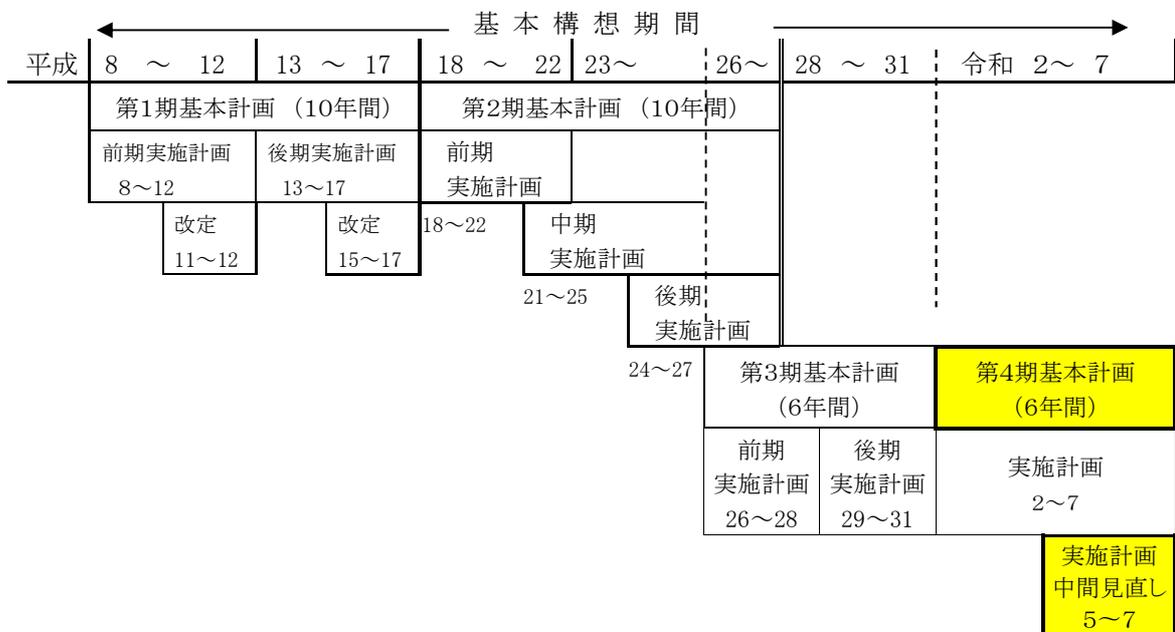
1 計画策定の趣旨

実施計画は、鎌倉市総合計画条例(平成24年(2012年)6月条例第1号)第2条第4号に規定されているとおり、「基本計画で示される方針を計画的かつ効果的に実施していくための具体的な事業概要を示すもの」で、毎年度における予算編成及び事業実施の具体的指針とする短期計画として定めるものです。

第4期基本計画実施計画は、令和2年(2020年)度を初年度とする第4期基本計画に基づき、6年間の計画として策定しましたが、計画当初から中間年次に見直すことを予定していたため、事業の進捗状況や財政状況を考慮し、令和4年(2022年)度に見直しを行いました。

2 計画期間

実施計画の計画期間は、令和2年(2020年)度から7年(2025年)度までの6年間ですが、中間年次である令和4年(2022年)度に、令和5年(2023年)度から7年(2025年)度の計画内容の見直しを行いました。



3 第4期基本計画実施計画の考え方

第3次鎌倉市総合計画の基本構想では、「歳入・歳出バランスを堅持し、財政基盤の健全化に努め、持続可能な都市経営を確立していきます。そして、重要性・緊急性を踏まえた、施策の選択と集中を基本に、真に市民に必要な施策を進めます。」として、持続可能な都市経営を推進することとしています。

しかしながら、歳入の根幹を成す市税収入について、現在の堅調な推移から、今後、高齢化や将来の人口減少が進む中で、大幅な増加を見込むことはできません。また、社会保障関係費の支出増加や、高度経済成長期に整備された公共建築物や道路、下水道など市民生活を支える社会基盤施設は老朽化が進み、その維持管理経費は今後、さらに大きく増加することが見込まれています。

こうした中、平成28年(2016年)3月に、鎌倉市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、「働くまち鎌倉」、「住みたい・住み続けたいまち鎌倉」を基本方針として掲げ、持続可能な都市経営を推進してきました。

また、第3期基本計画後期実施計画では「安全・安心なまち」、「働くまち」、「子どもが育つまち」、「健康に暮らせるまち」の4つのまちの実現につながる施策に注力し、一定の成果をあげてきました。

第4期基本計画では、加速化する人口減少や超高齢化社会の進行等により引き起こされる社会問題及びテクノロジーの進化等の社会情勢の変化を改めて認識するとともに、新たに「SDGs」、「共創」、「共生」の視点に配慮しながら策定を行いました。また、真に市民が必要とする行政サービスに注力するため、証拠に基づく政策立案(EBPM)を推進することで、特に優先して取り組んでいく施策を明確にし、選択と集中による行財政運営を徹底することとしています。

第4期基本計画実施計画では、第3期基本計画後期実施計画に引き続き、災害に強いまちづくりに取り組むとともに、第4期基本計画で推進する環境負荷が少ないまちづくり、長寿社会に対応したまちづくりを目指します。また、鎌倉市まち・ひと・しごと創生総合戦略で推進してきた持続可能な都市経営を継続し、「働くまち鎌倉」、「住みたい・住み続けたいまち鎌倉」の実現に注力します。

さらに第4期基本計画で施策の方針ごとに定めた「目標とするまちの姿」の実現のため、今後の市政運営の基盤となる行財政運営の最適化に注力します。これにより、第3次鎌倉市総合計画における最後の実施計画として、基本構想で掲げた将来都市像とこれを支える6つの将来目標の実現を目指します。

4 第4期基本計画実施計画の概要

第4期基本計画実施計画は、施策の選択と集中による事業量の適正化を図るとともに、財政的な根拠をもった計画とします。そして、見直しにあたっては、実施計画策定後に生じた新型コロナウイルス感染症の拡大やコロナ禍を経た社会情勢等、市政を取り巻く状況に大きな変化があったことも踏まえながら、計画目標の確実な達成を目指します。

実施計画の構成は、これまでと同様に、「実施事業」と「重点事業」で構成することで、市民に対し市の全ての事業を明らかにするとともに、実施計画期間内に重点的に取り組む重点事業については、工程と期間内の推計事業費を明らかにし、着実に推進していきます。

(1) 実施事業

本市の事業は全て基本計画に基づき実施するものであることから、市が行う全ての事業を、基本計画を推進するための「実施事業」とし、第4期基本計画実施計画でその概要を示すこととします。

(2) 重点事業

「実施事業」のうち、第4期基本計画の各「施策の方針」の「主な取組」として位置付けている取組の中で、特に重点的に取り組むべき事業で、次の項目に該当する事業を「重点事業」として位置付け、事業目標や年度ごとの事業工程等を明らかにします。

ただし、計画期間中の各年度の工程が「検討」や「調整」等となる事業(準備段階にある事業)や、事業の終期がない永続的事业は、原則として除くものとします。

ア 目指すまちの実現につながる事業

- ①「強靱(レジリエンス)なまち」の実現につながる事業
- ②「環境負荷低減のまち」の実現につながる事業
- ③「長寿社会のまち」の実現につながる事業
- ④「働くまち」の実現につながる事業
- ⑤「住みたい・住み続けたいまち」の実現につながる事業

イ 行財政運営の適正化につながる事業